コロナ治療薬とワクチンの負担軽減、医療体制の強化を求める意見書

上記のことについて、戸田市議会会議規則第１４条第１項の規定により、裏面のとおり提出します。

令和６年９月１８日

戸田市議会議長　石　川　清　明　様

提出者	戸田市議会議員	遠　藤　英　樹
賛成者	〃	佐　藤　太　信
〃	〃	古屋　としみつ
〃	〃	野　澤　茂　雅
〃	〃	本　田　　哲
〃	〃	斎　藤　直　子
〃	〃	酒　井　郁　郎
〃	〃	三　浦　芳　一
〃	〃	榎　本　守　明

議員提出議案第４号

コロナ治療薬とワクチンの負担軽減、医療体制の強化を求める意見書

新型コロナの感染の広がりは第11波とも言われ、高齢者や基礎疾患のある方が重症化し、医療崩壊が起きると懸念されています。コロナ後遺症も深刻です。

現在流行しているオミクロン株の変異株「ＫＰ・３」は感染力が強く、ワクチンなどで獲得した免疫が効きにくいとされています。感染を広げる恐れのある、せきなどの症状を抑える飲み薬は感染防止に有効ですが、高額な自己負担のため使用を敬遠する患者も多く、7月22日の感染症専門医などの有識者ヒアリングでも負担軽減策の必要性が指摘されました。

新型コロナ治療への公費支援が全廃された結果、窓口３割負担の人の場合、重症化リスクを軽減する治療薬「ラゲブリオ」は一回約２万6,000円、軽症や中等症向けの「パキロビッド」は約２万9,000円、「ゾコーバ」は約１万5,000円の負担となりました。そのため、解熱鎮痛剤だけを求める患者が増え、市販薬で済ます受診控えも広がっています。

ＰＣＲ検査や抗原検査も有料となり、10月から予定されている高齢者や基礎疾患のある60歳～64歳を対象としたコロナワクチン接種も最大7,000円の自己負担の予定です。猛暑で体力が低下し免疫力が弱まる人が増えるなか、必要な検査や受診をためらい、コロナ感染で重症化する危険性が高まっています。

よって、政府においては以下の対策を講じるよう強く求めます。

記

１．高すぎるコロナ治療薬へ公費助成をすること。少なくとも同じ５類感染症のインフルエンザ治療薬と同水準の負担とすること。

２．コロナワクチンへの自己負担を減免すること。併せて、ワクチンの有効性・安全性について知見を深め、副反応の原因究明と被害者救済に万全を期すこと。

３．医療機関への支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和６年９月２５日

埼玉県戸田市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣　様

戸田市議会議員定数条例の一部を改正する条例

上記のことについて、戸田市議会会議規則第１４条第１項の規定により、裏面のとおり提出します。

令和６年９月９日

戸田市議会議長　石　川　清　明　様

提出者	戸田市議会議員	酒　井　郁　郎
賛成者	〃	榎　本　守　明
〃	〃	熊　木　照　明
〃	〃	三　浦　芳　一
〃	〃	竹　内　正　明
〃	〃	浅　生　和　英
〃	〃	矢　澤　青　河
〃	〃	伊　東　秀　浩
〃	〃	峯　岸　義　雄
〃	〃	小金澤　優

議員提出議案第５号

戸田市議会議員定数条例の一部を改正する条例

戸田市議会議員定数条例（平成１４年条例第３５号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1)　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2)　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3)　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改　　正　　前	改　　正　　後
地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９１条第１項の規定に基づき、戸田市議会の議員の定数は、<u>２６人</u>とする。 附　則　（略）	地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９１条第１項の規定に基づき、戸田市議会の議員の定数は、<u>２５人</u>とする。 附　則　（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。

令和６年９月１８日

戸田市議会議長　　石　川　清　明　様

提出者　　議会運営委員会
委員長　　遠　藤　英　樹

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の提出について

上記のことについて、戸田市議会会議規則第１４条第２項の規定により、裏面のとおり提出します。

委員会提出議案第７号

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書

地方分権及び地方創生の進展とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。このような活動範囲の広がりに伴い、近年においては議員の専業化が進んでいる。

一方、今日では、就業者の９割を会社員等の被用者が占めており、地方議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されている。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境が整うことになる。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和６年９月２５日

埼玉県戸田市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣　様